

【エネルギーの使用の合理化に関する法律 認定申請手数料】

法29条第1項、第2項に係る認定申請手数料

		認定申請手数料(新築)	
住棟の種類・総戸数		A	B
戸建住宅		5,000	37,000
共同住宅	2戸以上5戸以下	10,000	75,000
	6戸以上10戸以下	17,000	106,000
	11戸以上	29,000	149,000

A: 調査機関審査に適合した場合

B: 上記以外の場合

※: 法30条第1項の申し出をする場合は、確認申請手数料応分額を加算した額となります。

**法31条第1項に係る認定変更申請手数料
(工事着手予定時期、工事完了予定時期)**

住棟の種類・総戸数	認定変更申請手数料
戸建住宅・共同住宅(1戸に応じ)	1,000

法31条第1項に係る認定変更申請手数料 (上記以外)

		認定変更申請手数料(新築)	
住棟の種類・総戸数		A	B
戸建住宅		2,000	10,000
共同住宅	2戸以上5戸以下	5,000	21,000
	6戸以上10戸以下	8,000	31,000
	11戸以上	14,000	44,000

A: 調査機関審査に適合した場合

B: 上記以外の場合